

令和7年12月 1日（月曜日）

○議事日程

令和7年12月 1日（月）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 常任委員会委員の選任について
- 日程第 4 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 5 議会運営委員会の委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 7 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 9 東庄町児童館運営協議会委員の選挙について
- 日程第10 各種審議会等委員候補者の選出について
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（財産の無償貸付について）
- 日程第12 議案第46号 東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 閉会中の継続調査の申し出について
（議会運営委員会調査中の事件について）

- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 議席の一部変更及び議席の指定について
- 追加日程第 4 副議長辞職の件
- 追加日程第 5 副議長の選挙について

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1番 海 宝 和 宏 君

2番 渡 邊 幸 江 君

3番 前田君江君
5番 越川良男君
6番 桜井莊一君
7番 宮澤健君
8番 大網正敏君
9番 板寺正範君
10番 佐久間義房君
11番 高木武男君
12番 鈴木正昭君
13番 山崎ひろみ君
14番 柳堀忠君

○欠席議員

4番 岩井弘晃君

○出席説明員（4名）

町 長 岩田利雄君
副町長 向後喜一朗君
総務課長 香取康成君
教育長 石橋宏克君

○出席事務局員（3名）

事務局 長 布施光規
次長 向後順子
主査 白石直人

議長（板寺正範君）

それでは、改めましておはようございます。本日は東庄町議会第3回臨時会にご参集いただき、ご苦労さまです。

開会に先立ち、議員各位にご了解をいただくことがあります。これは、去る11月26日開催の議会運営委員会におきまして、申し合わせ事項として全会一致で決定した事項でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

まず、組合議員についてであります。組合議員のうち、規約によりその任期が町議員の任期となっている香取広域市町村圏事務組合議会議員、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員については、慣例により2年交代とし、辞職願を提出することにより選挙を行うものとします。

また、東総広域水道企業団議会議員1名については、これら議員役職の改選などにより変更の必要がある場合に限り退職願を提出することとし、退職の場合、同委員の候補者を選出の上、町長に推薦する扱いとします。

次に、各種審議会等委員ですが、委員のうち、条例によりその任期が実質議員の任期となっている総合計画審議会委員については、慣例により2年経過の令和7年11月30日をもって辞任されたものとし、新たに選出するものとします。

審議会等委員の選出においては、再選される場合があるとしても、新委員の候補者を選出の上、町長に通知する扱いとします。

なお、児童館運営協議会委員は、議会において選挙された議員が委員となりますので、選挙により決定するものとします。

最後に、監査委員については、慣例により2年交代とし、辞職願を提出していただくことにより候補者を選出し、町長に推薦する扱いとします。

以上が議会改革特別委員会での結果です。

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

私からちょっと意見を出したいと思ひます。

ここに監査委員2年交代、慣例となっておりますが、慣例では、私の前の前の監査委員が4年やったんですよ。これを法令の現行どおり、私はその時、2回目に、後期やりますかと決まっていたの。だけれども、その時に任期であれだからやらせてくれと。そうですかと納得しました。だけれども、それから、これは後期2年で、

今回、皆さんで特別委員会でもってやった。改革委員会をやった。だけれども、それは、その任期の前に決まっていなければ法的根拠はないんですよ。しっかりそういうところを事務局も含めて、議長も勝手にあれしないで勉強してこいよ。

議長（板寺正範君）

鈴木議員、勉強してこいよという言葉は無礼ではありませんか。不適切発言ですよ。

ただいま鈴木議員から不適切発言がありましたけれども、それは甘んじて、私は許可します。ですが、鈴木議員がこの内容に異議があるということです。改めて新しい議会運営委員会、これで堂々と議論をしてください。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

異議なしと認めます。

（午前10時01分 開会）

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は13人です。

ただいまから令和7年東庄町議会第3回臨時会を開会します。

会議に先立ち報告します。

4番、岩井弘晃君から体調不良のため本日の会議を欠席したい旨の届出がありました。ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。地方自治法第121条第1項の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 宮澤健君、7番 桜井荘一君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにすることに議会運営委員会において意見の一

致を見ております。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日一日限りに決定しました。

ここで、私は議長の辞職願を提出してありますので、議長職を副議長と交代させていただきます。

副議長 (桜井荘一君)

それでは、議長交代ということで、よろしくご協力をお願いいたします。

議長、板寺正範君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (桜井荘一君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、板寺正範君の退場を求めます。

(板寺正範君退場)

副議長 (桜井荘一君)

職員に辞職願を朗読させます。

(事務局朗読)

副議長 (桜井荘一君)

お諮りします。

板寺正範君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（桜井荘一君）

ご異議なしと認めます。

従って、板寺正範君の議長辞職を許可することに決定しました。

板寺正範君の入場をお願いします。

（板寺正範君入場）

副議長（桜井荘一君）

それでは、ここで板寺正範君のご挨拶をお願いいたします。登壇してお願いします。

14番（板寺正範君）

全会一致だったんですか、承認は。

副議長（桜井荘一君）

はい。

14番（板寺正範君）

ありがとうございます。

2年間、議長といたしまして、議員の皆様、そして執行部、行政の皆様に変な世話になりました。未熟ではありましたが、自分なりに勉強しながら皆さんに支えていただいて、今日まで務めることが出来ました。誠にありがとうございます。

この2年間は、自分にとって大変意義のある2年間でありました。これまでの70年近い自分の人生の中でも、それと匹敵するぐらいの内容の濃さでこの2年間で過ぎました。感無量というか、そういう思いでおります。ありがとうございました。

その中で、この間もちょっとお話ししましたが、今後の議会の運営、議長の選挙がこの後、行われます。議長選は、立候補、所信表明をする会を設けております。これは、10年ほど前に飯綱町、この間も町長さん、議長さんがおいでになりましたけれども、飯綱町で議会基本条例というのを制定された後で皆さんに非常に注目されておりまして、東庄町議会でも議会基本条例について勉強していきましようということでお伺いしました。その中に、議長、副議長、その職に就こうとする者は所信を表明する場所を与える、そして質疑を行うという、基本条例の中に項目として書いてありました。このことが非常に自分としては気になっておりまして、直接、飯綱町の議会事務局に電話をして、このことについて教えてくれというふう

な話をしましたら、当時の寺島議長がいらっしやって、直接電話に出られまして、開かれた議会には立候補して所信表明をすると、これがまずやらなければならないことだということで、励ましを受けた中で、その後、委員会などで私も発言させていただいて、その後しばらくしてから、立候補、所信表明をする場所が出来たと私は思っています。

これがもう何回か続いていまして、今回、3人の皆さんが、勇気ある皆さんが議長選に立候補してくださいました。

ただ、選挙ですので、3人のうち2人は必ず落選ということになります。まず、先に私は大変お疲れさまでしたというふうに、先に申し上げておきます。なぜならば、自分は当選も落選も経験している多分この中で唯一の人間だと思います。落選すれば気分が相当落ち込みます。ですけれども、そこは乗り越えて、次の議会、次の自分が働く場所、働く役目、それに一生懸命まっしぐらに進んでいけば必ずいいことがあります。それを他の皆さんは見ています。私はそういう思いでやってきました。

皆さんの応援をいただいて、今ここにあるわけですがけれども、是非、今度のこの議長選においても、自分達は何百人という人の気持ちを背負ってここに来ているわけでありまして、この議会が、東庄町議会が、今後の2年間はどういう役員配置で、どういうふうにしたら議会がうまく回っていくのか、それをセンターピンで考えていただいて、皆さんに選挙を行っていただきたいと思います。投票が終わればノーサイドで、皆さん今までどおり仲良く。私はこの東庄町議会の議員の皆さんが自慢なんです。香取市町の議長会に行っても、東庄町はいいなと、うちの方はこうだよとか、他の議会、県の議長会に行っても、うちの議会はこうなんだよとよく聞きます。自分、東庄町ほど、これほどまとまっていろいろなことが出来て、みんな思いやりがあって進めていける議会というのは本当に他にないと思います。それが私は自慢でした。

今後とも、皆さん、今日の選挙を乗り越えて、新しい役員を皆さんで選んで、この先2年間、また一緒に頑張ってもらいましょう。2年間ありがとうございました。

副議長（桜井荘一君）

板寺正範君の議長辞職により、議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (桜井荘一君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

直ちに全員協議会を開催しまして、議長選挙にかかる所信表明会を行います。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時41分 再開)

副議長 (桜井荘一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

副議長 (桜井荘一君)

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 前田君江君及び5番 越川良男君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

副議長 (桜井荘一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (桜井荘一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱点検)

副議長（桜井荘一君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

副議長（桜井荘一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長（桜井荘一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。前田君江君及び越川良男君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長（桜井荘一君）

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち、柳堀忠君6票、佐久間義房君5票、大網正敏君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

従って、柳堀忠君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

副議長（桜井荘一君）

議長に当選されました柳堀忠君が議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

柳堀忠君、ご挨拶をお願いします。登壇して、お願いします。

新議長（柳堀 忠君）

柳堀です。ありがとうございます。

退任された板寺議長のご挨拶にもありましたように、非常に大変な2年間になるかと思えます。しかし、皆さんの力をいただきながら、議会、そして町と連携を取りながら、東庄町のため、町民のために尽くしていきたいと思えます。

どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

副議長（桜井 荘一君）

これをもちまして、議長の職務を終了します。

ご協力ありがとうございました。

それでは、柳堀忠議長、議長席にお着き願います。

議長（柳堀 忠君）

それでは進めさせていただきます。何分不慣れでございます。円滑な議事運営にご協力をお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時15分からとします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席の一部変更及び議席の指定を行いたいと思えます。

お諮りします。

議席の一部変更及び議席の指定を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議席の一部変更及び議席の指定を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、議席の一部変更及び議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第3項の規定に基づき、議長の議席を14番に指定、また、議員の経験年数等を考慮し、議席を9番 板寺正範君、8番 大網正敏君、7番 宮澤健君、6番 桜井荘一君に変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、14番 柳堀忠、9番 板寺正範君、8番 大網正敏君、7番 宮澤健君、6番 桜井荘一君に変更します。

ただいま議席を変更された議員は、それぞれの議席に着席をお願いします。

(新議席着席)

議長 (柳堀 忠君)

副議長桜井荘一君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、桜井荘一君の退場を求めます。

(桜井荘一君退場)

議長 (柳堀 忠君)

職員に辞職願を朗読させます。

(事務局朗読)

議長 (柳堀 忠君)

お諮りします。

桜井荘一君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、桜井荘一君の副議長辞職を許可することに決定しました。

桜井荘一君の入場をお願いします。

(桜井荘一君入場)

議長 (柳堀 忠君)

それではここで、桜井荘一君のご挨拶をお願いいたします。登壇して、お願いいたします。

6 番 (桜井荘一君)

改めまして、こんにちは。

副議長ということで、2年間務めさせていただきました。板寺議長の補佐ということで務めさせていただきましたけれども、何分、経験が浅いもので、補佐という形で十分な働きもせず、2年間務めさせていただきました。

皆様のご支援とご協力によりまして、無事、大過なく務めさせていただきました。大変ありがとうございました。

議長 (柳堀 忠君)

桜井荘一君の副議長辞職により、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第5、副議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長 (柳堀 忠君)

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 海宝和宏君及び2番 渡邊幸江君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

議長 (柳堀 忠君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長 (柳堀 忠君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

議長 (柳堀 忠君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票をお願いします。海宝和宏君及び渡邊幸江君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長 (柳堀 忠君)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち、越川良男君7票、宮澤健君3票、前田君江君1票、鈴木正昭君1票、佐久間義房君1票、以

上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

従って、越川良男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長 (柳堀 忠君)

副議長に当選されました越川良男君が議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

越川良男君、ご挨拶をお願いいたします。登壇して、お願いいたします。

新副議長 (越川良男君)

ただいま副議長に選任をされました5番議員の越川です。私も議員になって6年が経過をしました。その間、主に総務産業畑ということで活動してまいりました。

今回、副議長ということで、議長を少しでもサポート出来るよう研鑽を積んで努力してまいりたいというふうに思っております。引き続き、議員各位におかれましては、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長 (柳堀 忠君)

日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員等の選考につきましては、東庄町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっておりますので、議長、副議長、選考委員による協議により選考したいと思います。

選考委員については、議長より指名したいと思います。

9番 板寺正範議員、6番 桜井荘一議員、13番 山崎ひろみ議員、以上3名を指名いたします。

それでは、選考委員と議長、副議長により協議したいと思いますので、会議室2Bへご参集願います。

なお、選考委員以外の各議員については議員控室にて待機をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

(午前 11時40分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

選考が終わりましたので、常任委員会委員の指名表をお配りします。

（指名表配付）

議長（柳堀 忠君）

お諮りします。

常任委員会委員の選任は、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、常任委員会委員は配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで各常任委員会を開催して、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

まず、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会をお願いします。

総務産業常任委員会は会議室 2 A、文教福祉常任委員会は会議室 2 B へご集合願います。終了後、議員控室にて、予算決算常任委員会をお願いします。

また、各常任委員会では、慣例により、正副委員長の互選と併せて議会運営委員の選出もお願いします。

総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会では 2 名ずつ、予算決算常任委員会では 1 名の選出をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

（午後 1 時 3 3 分 休憩）

（午後 2 時 0 8 分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました各常任委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。

報告いたします。

初めに、委員長について申し上げます。総務産業常任委員長、岩井弘晃君、文教

福祉常任委員長、前田君江君、予算決算常任委員長、桜井荘一君。

次に、副委員長について申し上げます。総務産業常任副委員長、大網正敏君、文教福祉常任副委員長、宮澤健君、予算決算常任副委員長、山崎ひろみ君。

以上で報告を終わります。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

ここで指名表をお配りします。

(指名表配付)

議長（柳堀 忠君）

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付した指名表のとおり指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員は、配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いしたいと思えます。議会運営委員会委員は会議室2Aへご集合願います。

ここで暫時休憩とします。

(午後 2時14分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。

報告いたします。議会運営委員長、大網正敏君、議会運営副委員長、宮澤健君。

以上で報告を終わります。

ここで正副委員長互選結果表をお配りします。

(正副委員長互選結果表配付)

議長（柳堀 忠君）

ここで各委員長からご挨拶をお願いします。

初めに、総務産業常任委員長、岩井弘晃君ですが、今日、ご都合により欠席となっております。

次に、文教福祉常任委員長、前田君江君、登壇でのご挨拶をお願いいたします。

3番（前田君江君）

今回、後期、私、前田が文教福祉常任委員の委員長を仰せつかりました。先程の委員会の時にご挨拶をちょっとさせていただいたのですが、まだ期も浅く、本当に経験もそれほどあるわけではありませんが、皆様のお力添えと、それから私のパワーで一生懸命頑張っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

次に、予算決算常任委員長、桜井荘一君、挨拶をお願いします。

6番（桜井荘一君）

予算決算常任委員長に推薦されました桜井でございます。まだまだ多方面から勉強して、とにかく皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

次に、議会運営委員長、大網正敏君、お願いいたします。

8番（大網正敏君）

大網でございます。このほど議会運営委員会委員長ということで、スムーズな議会運営をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（柳堀 忠君）

各委員長の挨拶が終わりました。

これから、組合等議員及び各種審議会等の委員候補者の選考を行いたいと思います。選考委員は会議室2Bへご集合願います。

ここで暫時休憩とします。

（午後 2時37分 休憩）

（午後 2時56分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

香取広域市町村圏事務組合議会議員に、渡邊幸江君、海宝和宏君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、渡邊幸江君、海宝和宏君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました渡邊幸江君、海宝和宏君が香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第8、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、越川良男君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した越川良男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました越川良男君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第9、東庄町児童館運営協議会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

東庄町児童館運営協議会委員に、海宝和宏君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した海宝和宏君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました海宝和宏君が東庄町児童館運営協議会委員に当選しました。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

なお、香取広域市町村圏事務組合議会議員3人のうち一人については、規約により議長職をもって組合議員に充てるものとされていますので、ご報告します。

以上の選挙結果を配付します。

(選挙結果配付)

議長 (柳堀 忠君)

日程第10、各種審議会等委員候補者の選出を行います。

お諮りします。

各種審議会等委員候補者の選出については、議長が指名することにしたいと思います。ます。

これにご異議ありませんか。

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

指名表を配付させます。

(指名表配付)

議長 (柳堀 忠君)

お諮りします。

ただいま配付しました指名表記載のとおり、各種審議会等委員候補者を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

よって、指名表記載のとおり各種審議会等委員の候補者を選出することに決定しました。

なお、東総広域水道企業団議会議員二人のうち一人については、規約により議長職をもって組合議員に充てるものとされていますので、ご報告します。

日程第11、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(財産の無償貸付について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、財産の無償貸付についての専決処分について承認を求めるものでございます。

無償貸付の内容は、令和7年10月1日に無償譲渡を受けた笹川駅舎について、譲渡元であります東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道業務に必要な施設の一部を無償貸付するものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年10月1日に専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (柳堀 忠君)

総務課長、香取康成君。

総務課長 (香取康成君)

それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(財産の無償貸付

について)の内容を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

専決処分の内容ですが、笹川駅舎の無償譲渡につきまして、令和6年10月2日に締結しました東庄町による成田線笹川駅舎活用に伴う基本協定書に基づき、進めてまいりました。

令和7年10月1日に東日本旅客鉄道株式会社と正式に無償譲渡契約を締結し、譲渡を受けております。その際、笹川駅舎に残る鉄道業務に必要な施設について、基本協定書に基づき、敷地の無償占用及び建物への無償添架を東日本旅客鉄道株式会社に許諾することとしております。

対象となる既存の施設ですけれども、議案書の2番にあります敷地の無償占用に記載しております給水管等の7施設及び3番の建物への無償添架に記載しております簡易S u i c a改札機一式などの6施設となります。

なお、こちらについては参考資料、承認第4号の方に図面をつけてございます。

A3の図面ですけれども、2種類ついております。まず最初の1ページにつきましては、無償占用の平面図ということで、先程申し上げました①番から⑦番まで記してございます。

続いて、2ページ目になりますけれども、こちらは無償添架平面図ということで、建物の方に無償添架しております①番から⑥番までの図面となっております。

既存施設の無償占用、無償添架に許諾するにあたりましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産の無償貸付についての議決が必要となりますけれども、東日本旅客鉄道株式会社において、譲渡に係る準備に時間を要し、譲渡の正式決定が令和7年9月17日となり、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月1日に専決処分とさせていただきますので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(財産の無償貸付について)を採決します

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第12、議案第46号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第46号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

令和7年6月4日に公布され、同日施行されました公職選挙法施行令の一部を改正する政令によりまして、国の選挙における公費負担の限度額が引き上げられました。

今回の改正は、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における公費負担の限度額についても、今回改正された公職選挙法施行令に準じて改定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(柳堀 忠君)

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第46号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、同日施行されました。

この政令は、最近の物価の変動等を鑑み、国の選挙における公費負担の限度額について引上げを行うものでございます。

東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で定める選挙公営限度額についても、今回改正された公職選挙法施行令に準じて改定するものでございます。

内容といたしましては、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものとなっております。

それでは、参考資料の1ページをお願いいたします。

第8条の改正ですけれども、選挙運動用ビラの作成費について、1枚当たりの作成単価上限額を7円73銭から8円38銭に引き上げるものでございます。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成単価上限額について、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額としておりましたが、こちらのポスター掲示場の数を乗じる額について586円88銭に引き上げるものでございます。

最後に、条例の施行日でございますけれども、先程の議案書の6ページにお戻りいただきたいと思っております。

条例の施行日ですが、公布の日から施行し、改正後の規定は、施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第46号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

ここで議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出書の配付をします。

(継続調査の申出書配付)

議長(柳堀 忠君)

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会にあたり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきまして、正副議長さんを初め、それぞれの役職が滞りなく選出されました。誠に同慶に堪えない次第であります。

また、提案させていただきました案件も全て原案のとおり可決、ご承認をいただきまして誠にありがとうございました。

先日開催されました町制施行70周年記念式典において、東庄町のこれまでを振り返り、また新たな出発点として、ふるさと東庄が水と緑と歴史のまちとしてあり続けられるよう、一步一步着実に前進をしまいたいと決意を新たにいたしました。議会を初め、町民の皆様と知恵を出し合って、そしてまちづくりを進めてまいりますので、ご支援、ご協力のほど、よろしく願いを申し上げます。

今月は、早速、定例会が予定をされております。議長さんを中心として、一致団結をされまして議会活動に励まれ、東庄町発展のために一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ご苦勞さまでした。そして、ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

私の方からも一言、ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

議員4年任期のうちの半分が終わり、もう半分、2年間あります。議長に指名され、今日この席で仕事してきましたが、なかなか不慣れなところで、スムーズな議会進行には滞ったのではないかと思いつつも、反省しきりでございます。

ただ、所信表明で示させていただきましたように、これだけの素晴らしい議員が、それぞれの力を出し切って議会を運営したら素晴らしい結果が出るような議会だと思っています。是非、皆さん力を合わせて、町のために、町民のために前へ進めていけたらと思っています。

なお、今回、常任委員会の委員長さん、若い方になっていただきました。思う存分発揮していただき、その軌道修正なり、道しるべになるものは、先輩議員もいらっしやいます。思う存分活躍していただきたいと思います。

今日はどうもお疲れさまでした。

以上で令和7年東庄町議会第3回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時21分 閉会)